

- ・「緊急事態条項」の新設は行わないこと。
- ・憲法改正案の発議については、国民的議論の場を設定するなど慎重にすすめること。
- ・立憲主義や憲法理念、国民の権利等について学ぶ憲法教育をすべての学年において推進すること。

2) 平和・人権政策

<政策目的>

- 唯一の被爆国として核兵器廃絶を世界に訴える。
- 憲法9条の「戦力不保持」をふまえ、自衛隊の役割の見直しと縮小・改編をすすめる。
- 在日米軍再編強化・軍事一体化に反対し、米軍基地の縮小・撤去を行う。また、日米地位協定の抜本的な見直しをはかる。
- 平和、人権に関する国際諸条約を完全批准し、その実現のため国内での法・条例整備などを行う。また、国連、その他の機関からの勧告について、早期に解決する。

<具体策>

- ・核不拡散条約・包括的核実験防止条約などの発効と核軍縮にむけた国際的な行動を積極的に行うこと。
- ・日印原子力協定批准を廃止すること。
- ・「非核三原則」を法制化するとともに、各自治体で「非核自治体宣言」「非核条例」の制定を行い、平和事業を推進すること。
- ・ヒロシマ・ナガサキでの実践に学び、あらゆる機会に学習・体験する場を積極的に設けること。
- ・ピョンヤン宣言にもとづいて日朝国交正常化にむけた交渉を再開するとともに、東北アジアの非核化にむけてとりくむこと。
- ・武器輸出や他国との研究が自由化された「防衛装備移転三原則」を廃止すること。
- ・普天間基地問題を含め在日米軍基地の縮小・撤去を行うこと。また、辺野古への新基地建設を行わないこと。
- ・南西諸島での基地の新設を行わないこと。
- ・原子力空母の横須賀母港化を撤回するとともに、米艦船の民間港の使用を許可しないこと。
- ・オスプレイの配備を撤回するとともに、全国での低空飛行訓練を行わないこと。また、オスプレイを自衛隊に導入しないこと。
- ・在日・定住外国人に対する地位・権利・教育などにおける差別的待遇を改善するとともに、「地方参政権」を付与すること。
- ・在日外国人を教諭として採用でき、管理職任用資格等も有することを政府の見解として示すこと。
- ・ヘイトスピーチ解消法をふまえ、ヘイトスピーチ以外の人種差別にも対処し包括的差別禁止法を制定すること。
- ・部落差別、民族差別をはじめとするあらゆる差別をなくし、部落差別解消推進法をふまえ、その救済をはかる「人権侵害救済法」を制定すること。
- ・部落差別によるえん罪事件である狭山事件の解決にむけて、提出されている新たな証拠などをもとに再審を早急に行うこと。
- ・安倍首相の70年談話を検証するなど戦争責任・戦後補償を

明確にするとともに、一方的な歴史認識の修正や醸成につながらないようにすること。

- ・原爆症認定基準及び認定作業の見直しをすすめるとともに、被爆者援護法を改正し国家補償の明記と被爆二世への適用を実現すること。また、被爆二世の健康診断を法制化するとともに、検診の中にガン検診を盛り込むなど制度の充実をはかること。
- ・原爆被爆の実態、被爆二世・三世の実態を把握するための調査・研究を推進すること。
- ・沖縄戦における「集団自決」に関する「教科書検定意見」を撤回するとともに、「従軍慰安婦」「侵略」など加害の視点での教科書の記述をすすめるなど、近隣諸国条項を堅持すること。
- ・学校・職場・地域で人権・平和学習を推進すること。

3) 環境・エネルギー政策

<政策目的>

- 脱原発社会の実現にむけて、「脱原発基本法」を制定する。
- クリーンで安全な自然エネルギーの推進にむけて、研究・開発を促進するとともに法制度を確立する。
- 循環型社会の実現にむけて、環境保全のための「環境基本法」や「環境基本計画」を制定する。
- 「持続可能な開発のための教育(ESD)」を推進することにより、自然環境について理解を深める学習や事業を推進し、環境教育の充実をはかる。

<具体策>

- ・「エネルギー基本計画」(14年4月)及び「2030年エネルギーミックス」(15年6月)を撤回し、2030年代に原発稼働ゼロを可能とするよう、あらゆる政策資源を投入すること。
- ・再生可能エネルギー推進を宣言し、自治体に政策立案の責務などを規定する「再生可能エネルギー促進条例(仮)」を制定すること。
- ・ブルサールからの撤退、老朽原発を含む既存原発の再稼働を行わず廃炉をすすめること。また新たな原発の建設を行わないこと。
- ・「特定放射性廃棄物の最終処分に関する法」を根本的に見直し、プルトニウムの生成をともなう核燃料サイクルと深地層への放射性廃棄物の処分計画を中止すること。
- ・原発震災に対する対策を強化し、防災体制づくりを推進すること。また、原子力災害対策指針について、東電福島第一原発事故の実態をふまえPAZ(予防的防護準備区域)におけるEAL(緊急事態区分の基準)とそれともなう防護措置について改善すること。さらにUPZ(緊急防護準備区域)を拡大するとともに、OIL(避難基準)を引き下げること。原発の再稼働を判断する際、UPZ内すべての市町村における実効ある避難計画の整備を条件に加えること。
- ・学校における原子力教育を推進するための都道府県対象事業(教員研修、副教材の作成・購入、見学会など)、原子力体